

商品概要説明書

(平成17年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・変動金利定期預金<単利型>
2. ご利用できる方	・法人および個人のお客さま
3. 期間	・定型方式 2年、3年 ・お預入れ時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法	・当行本支店窓口や自動機にて100円以上1円単位でお預入れできます。
5. 払戻方法	・その定期預金をお預入れいただいた営業店の窓口にて、満期日以後に元金と利息を一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利息支払 (3)計算方法 (4)課税	・お預入れ後6ヶ月間はお預入れ時の店頭表示の利率を適用し、以後6ヶ月毎に、当行が預入の際に提示するスーパー定期預金または大口定期預金の6ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。(変動金利) ・満期日(自動継続する場合を除きます。)経過後に解約するときは、満期日から解約日までの利率は解約日の普通預金利率を適用します。 ・中間利払日(預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算によります。 ・個人のお客さまは分離課税(国税15%、地方税5%)法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。 ・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、所定の手続きによりマル優(非課税)の取扱いを受けることができます。
7. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)
8. 中途解約時の取扱い	・やむを得ず満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および以下の預入期間に応じた別表の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた別表の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息の合計額とともに払い戻します。
9. 預金保険の適用	・適用されます。(1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
10. その他参考となる事項	・金利は店頭の金利表示ボードおよびインターネット上のホームページに表示しています。